

○休業規程

(目 的)

第1条 この規程は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）会員が休業したときの届け出に関する事項を定め、本会が会員の指導及び連絡に関する事務を円滑に行うことを目的とする。

(休業届)

第2条 会員は、3か月以上にわたり休業するときは、遅滞なく、付録様式1による休業届を本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の休業届を受領したときは、その旨を所属の支部長に通知する。

(支部長の措置)

第3条 支部長は、会員が3か月以上にわたり、業務を行うことができない事実を知ったときは、当該会員に対して休業届の提出を促さなければならない。

(業務開始届)

第4条 会員は、第2条の休業届を提出後に業務を再開するときは、付録様式2による業務開始届を、本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の開始届を受領したときは、その旨を所属の支部長に通知する。

附 則

この規則は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年5月27日の第76回定時総会において、会則第25条の変更が承認されることを条件に施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程の改正は、令和元年12月14日（理事会承認の日）から効力を生ずる。

附 則（令和2年4月18日理事会承認）

(施行期日)

別紙様式の改正は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年

法律第29号)等に伴い変更した山形県司法書士会会則の施行の日(令和2年8月1日)から効力を生ずる。

様式1

休 業 届

年 月 日

山形県司法書士会長
○ ○ ○ ○ 殿

事 務 所 _____

登録番号 山形第 _____ 号

氏名又は職務上の氏名 _____ 職印

私は、下記の理由により 年 月 日から、休業しますので、お届けします。

記

【 理 由 】

様式2

業務開始届

年 月 日

山形県司法書士会長
○ ○ ○ ○ 殿

事務所 _____

登録番号 山形第 _____ 号

氏名又は職務上の氏名 _____ 職印

私は、休業中のところ _____ 年 月 日から、司法書士の業務を開始しますので、お届けします。